

共生社会における自由を認める集団の仕組み

—佛子園から考える集団の中の自由に対する意識の定着—

篠崎悠人（樋口ゼミナール）

論文の目次

序章

第 1 章 共生社会という名の共同体

第 1 節 共生社会に対する行政の対応の流れ

第 2 節 共同体に属するとはどういうことか

第 3 節 共同体を築く理念としての共生社会

第 4 節 共生社会を目指す共同体としての佛子園

第 2 章 佛子園で求められる共同体を維持するための自由

第 1 節 共同体における自由の定義

第 2 節 共生社会を実現させるために必要な自由の基盤

第 3 節 共同体を維持するために自由を認める必要性

第 3 章 共同体における自由の獲得

第 1 節 集団の中の個人の意識

第 2 節 共同体を維持するための個人の自由

第 3 節 「定まらない自由」が生み出す衝突

第 4 章 自由を認める仕組みと意識

第 1 節 自由を認め合う意識を定着させるメカニズム

第 2 節 自由を認め合う意識を実現させる仕組み

第 3 節 自由を認める寛容な意識の定着とは

終章

論文の要旨

1 本論文の目的

本論文は、3 年次のゼミ合宿で石川県にある社会福祉法人佛子園が運営する施設を見聞した際に、高齢者や障害者、子ども地域の人が同じ空間で生活しており、一方的に強制するようなルールはなく、個々の自由選択が可能でありながら、大きな混乱が生まれていないことに関心

を持ったことに始まる。誰もが支え合う社会である「共生社会」を「ごちゃまぜ」という形で目指している佛子園が、身勝手な行動を蔓延させることなく自由な行動を認めることができている仕組みとはどのようなものかを明らかにすることを本論文の目的とした。

そして、大きな混乱を生むことなく自由を認めることができているのは、佛子園という共同体が、お互いの自由を認め合う意識に対して尊重と責任を持ち、共同体の中における「認められる自由」の範囲を更新することができるからであると仮説を立て考察した。

2 インタビュー他考察の方法

佛子園が運営している施設から、「シェア金沢」と「B's 行善寺」のそれぞれの施設長に半構造化インタビューを行った。

また、インタビューに加えて、ハンナ・アレントの『責任と判断』などを参考に考察を行った。

3 主な知見

3.1 共生社会を目指す共同体

共生社会は、年齢や障害、就労の有無にかかわらず、さまざまな人が互いに支え合うことが求められる社会である（宮本 2017）。そして、その共生社会を目指している共同体が佛子園である。

なぜなら、共同体には自由や安心、ルールをつくるためには理念が必要になるのである。共生社会は共同体を築く上での理念の 1 つになると考えることができるため、「ごちゃまぜ」という形で佛子園は共生社会を理念として考え、目指している共同体であるといえる。

3.2 佛子園で求められる自由

佛子園は利用者の生活や人生選択が自由に行

われており、一方的なルールも設けていない。ただ、集団であるために完全な自由というわけではないと考えた。

そのため、本論文における自由の定義として、「認められる自由」、「認められない自由」、「定まらない自由」という3つの自由があるとした。

「認められる自由」とは、共同体における意識への尊重と責任を持った行動によって得られるものであり、佛子園においては人生選択の自由と生活の自由がその基盤を担っている。

「認められない自由」とは、共同体における意識への尊重と責任を放棄したことによって生じるものであり、集団を崩壊させる可能性がある。佛子園においては、公的なマナーと法的なルールがその基盤である。

「定まらない自由」は、「認められる自由」と「認められない自由」の間に入る自由であり、トラブルの原因や「認められる自由」の範囲を広げる可能性もある自由の範囲であると整理した。

3.3 共同体における自由の獲得

個人は基本的には自己を優先するが、他者との関係を断つことはできないために、他者を優先した行動を取る（アレント 2016）。これを参考に、同じ共同体の構成員のために身勝手な行動を互いに抑制しようと折り合いを見いだすこととつながると考察した。

ただ、他者を優先するには自分自身の自由が認められていてという実感が必要になるため、その実感が得られなくなるとトラブルや共同体の崩壊につながる可能性がある。その衝突や佛子園全体のバランスを保つために、職員という「伴走者」のような存在が必要不可欠であることも明らかにした。

3.4 自由を認める仕組みと意識

施設の利用者が互いの自由を認め合うという意識を定着させるための仕組みとして、(1)きかけづくり、(2)考えの共有、(3)連携と理解があると考察した。

(1)は、職員によって利用者同士が交流する機

会を設けることであり、それによって同じ共同体に属する他者を知ることができる。

(2)は、職員同士で行われ、ステレオタイプの対応ではなく、利用者一人ひとりに寄り添った当たり前の生活をつくり、理念を守ることにつながる。

(3)は、佛子園を取り巻く地域の人などとの交流が多いため、共生社会の実現にこれらの力を借りており、佛子園が提供している場所がより安全な場所となるためには必要になる。

また、伴走者としての職員がトラブルに対してとる行動として、(4)介入という方法がある。この方法は伴走者としての距離感とは異なるため判断は難しいと職員は語っていたが、佛子園における自由を維持するためには必要になる。

4 結論

結論としては、共生社会を目指している共同体である佛子園は、全ての自由を認めているというわけではなく、共同体において認めることができる自由の範囲を決めることによって共同体を維持している。そのためには、自由を認め合う集団意識をつくり、その意識に対する尊重と責任が生まれる必要がある。「伴走者」として職員のカも借りながら自由を認め合う環境づくりやトラブルへの対応をすることによって、共同体を構成する人々の中に身勝手な行動が蔓延することなく自由を認め合う意識が定着していると結論づけた。

主要参考文献

- ・ジークムント・バウマン（森田典正訳）
[2001]『リキッド・モダニティー液状化する社会』大月書店。
- ・ジグムント・バウマン、ティム・メイ（奥井智之訳）[2016]『社会学の考え方』筑摩書房。
- ・ハンナ・アレント、ジェローム・コーン編（中山元訳）[2016]『責任と判断』筑摩書房。
- ・宮本太郎 [2017]『共生保障〈支え合い〉の戦略』岩波新書。 他